

事務連絡
令和4年4月19日

高齢者施設 施設長様

北九州市保健福祉局
介護サービス担当課長

【重要】新型コロナウイルス感染症の今後に備えた対応について（お願い）

平素より本市の保健福祉行政におきましては格別のご高配を賜り、また、日々新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、福岡県では、4月7日をもって「感染再拡大防止対策期間」を終了しましたが、引き続き福岡コロナ警報は継続しており、県からも高齢者施設等に対する要請が出されています。

第6波では、感染の急拡大により、高齢者施設では軽症者の施設内療養の対応をお願いすることになりました。今後しばらくはその状況が続くことが想定されます。

つきましては、施設や法人内において、下記の内容を再度ご確認いただき、感染者が発生した場合に備え、ご準備いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 市ホームページを確認し、陽性者が確認された場合の対応の確認

施設内で陽性者が確認された場合、初動の対応の早さが、感染拡大を抑えることにもつながります。別紙「新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フローチャート（施設系サービス）」や「接触者リスト」「陽性者一覧」を改訂しておりますので、ご確認いただき、陽性者が判明した場合の対応について再度、ご確認ください。

2 衛生資材の確認

マスク・フェイスシールド・ガウンなどの在庫状況をご確認ください。施設内で濃厚接触者や陽性者が生じた場合、かなりの数が必要になります。発注先などに確認し、発注からどの程度で届くかなど事前に確認をお願いします。

3 感染した入所者が施設内療養となった場合に備え、医療機関に確認

入所者が感染した場合、嘱託医や協力医療機関の医師が、往診や夜間の相談、オンライン診療、経口治療薬の処方などの対応可能か予め確認しておいてください。

感染拡大期においては、医師が多忙となり施設への対応ができないというケースがあり、事前に対応できる範囲を確認し、協力をお願いしておくことが大切です。

（※）早期に適切な治療を受けるには、医師の診断が必要です。

4 スタッフに感染者や濃厚接触者が発生した場合に備え、シフト等の確認

業務継続計画（BCP）に基づき、スタッフが不足した場合などを想定し、業務内容やスタッフのシフト等を検討・確認ください。

施設で陽性者が確認され、スタッフ等も含め幅広に検査した場合、多数の陽性者が確認され、スタッフが通常の半分以下になったケースもあります。市や県への応援依頼は他施設への協力要請を行うため、すぐには対応できません。特に夜勤勤務などへの応援職員の派遣は、困難です。については、日勤職員の夜勤対応などがあることや、レッドゾーンへの勤務があることなど事前に周知し、施設内、法人内で対応できるよう体制の強化をお願いします。

5 入所者・従業員の感染者の早期発見の体制整備

本市においては、「オミクロン株」の感染スピードが早いことから、昨年実施していたスクリーニング目的のPCR検査は停止しています。施設職員の皆様には、日々の健康観察を丁寧に実施していただき、感染が疑われる場合は勤務を控えていただくこと、また抗原検査簡易キットや病院受診によるPCR検査にて早期に感染を検知していただくようお願いいたします。

なお、感染者を早期発見していただくため、若干の抗原簡易キットの配付を検討しております。

については、抗原検査簡易キットの配付を希望される施設については、以下の注意事項を確認の上、**電子申請より4月26日（火）までに申込をお願いします。**

希望数どおり配付できないことがあることについては予めご了承ください。配付数・配付方法が正式に決まりましたら、改めてご連絡いたします。

電子申請 URL

<https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/kougenkit>



抗原検査簡易キットを希望する際の注意事項

【抗原簡易検査キットを使用できる施設】

- 連携医療機関を確保でき、抗原検査から確定診断、保健所へ発生届を提出することができる体制があること
- 抗原定性検査の研修を受講すること（厚労省のWEB教材を活用し実施）
- 研修受講者の名簿を作成すること
(厚生労働省ホームページ)
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html

【使用できる対象者】※①②両方の条件を満たした場合のみ使用できます。

- ① 症状がある方
- ② 検査の実施法を理解し、他者の介助なしで自己採取を行うことが可能な方

※ 自己採取できない入所者への採取は、医療行為となりますので、医師の指示のもと、看護師など医療従事者が行う必要があります。

※PCR検査と違い、抗原検査は、症状がある場合にのみ有効な検査方法です。体調不良の方は、基本的には、医療機関等を受診し医師の判断を仰いでください。

<問合せ先>

北九州市保健福祉局介護保険課

担当 篠木 梶川

電話：093-582-2771

新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フローチャート(入所系サービス)

陽性

入所者・職員の感染を確認



市に報告

【電子申請】 <https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/surveys-alias/yousei-houkoku2>



入所者が陽性者の場合

- 1 陽性者が高齢者で基礎疾患を有する場合は、原則入院となります。入院先が決まるまで感染拡大防止をして、施設内で対応します。
※感染拡大期においては、無症状者・軽症者については、施設内療養となる可能性があります。
- 2 施設内療養に備え、[陽性者一覧](#)を作成し、電子申請で市に報告
作成していただいた[陽性者一覧](#)を基に、施設と保健所で情報を共有します。
【電子申請】 <https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/youseishaithiran>
- 3 施設内療養を行っている場合は、医師や保健所と連携しながら、対応することとなります。また、施設の看護・介護のキーパーソンが欠ける場合も想定されますので、それを踏まえ、対応できるようBCP等を準備ください。



職員が陽性者の場合

- 1 職員が陽性の場合、有症状者は、発症の翌日を1日目として10日間、無症状者は、発症の翌日を1日目として7日間、勤務ができません。
- 2 職員が不足するケースが想定されます。施設内・法人内の応援体制を確保ください。
※緊急時の対応ですので、職員へ通常と異なるシフトもあるなど、事前に周知ください。

発症日の2日前に
施設の利用や勤務がある

発症日の2日前に
施設の利用や勤務がない

接触者リストの作成

接触者リストを作成し、電子申請で市に報告
※接触者リストは、発症日2日前から最終接触までの接触者をリストアップしてください。

【電子申請】 <https://ttzk.graffer.jp/city-kitakyushu/smart-apply/apply-procedure-alias/sesyokusya>



引き続き、他の入所者・職員の健康観察を行っていただき、体調不良者がいれば、かかりつけ医等に相談してください。

接触者リストで濃厚接触者がいた場合

接触者リストで濃厚接触者がいない場合

他の入所者が濃厚接触者の場合

- 1 濃厚接触者の入所者に対しては、感染防止対策を行った上、ケアを行ってください。
- 2 また、日頃より丁寧に健康観察を行っていただき、体調変化がある場合は、すぐに医師、保健所に相談ください。

職員が濃厚接触者の場合

- 1 濃厚接触者は、陽性者との最終接触日の翌日を1日目として7日間外出自粛となります。
ただし、毎日の検査による陰性確認を行えば、業務従事は可能です。
※その際の検査については、市ではご案内や費用負担などは行っていません。

市 HP : <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/16800436.html>

トップページ > くらしの情報 > 福祉・人権 > 介護 > 介護事業所等において新型コロナウイルス感染症への感染が確認された場合等の対応について